

(参考)

## 本通達と金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」との主な変更点（チェックリスト等）

(注) 以下の表は主な変更点を示したものであり、単なる語句の修正等については記載していない。

### 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

項目	Ⅲ. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	
法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明
	最終とりまとめ	本通達
	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(2) 法務関連の情報を適格に収集・管理しているか。</p> <p>② 統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに<u>統括部署</u>に報告する体制となっているか。</p> <hr/> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>③ <u>各業務毎</u>に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p>	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(2) 法務関連の情報を適格に収集・管理しているか。</p> <p>② 統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに<u>統括部門</u>に報告する体制となっているか。</p> <hr/> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>③ <u>各業務部門毎</u>に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p>

項 目	Ⅴ. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	
法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明
	最終とりまとめ	本通達
1. 法規制の概要	1. 「金融機関」に対する法規制 (1) 法律 ④ 外国為替銀行法 ⑤ 信用金庫法 ⑥ 中小企業等協同組合法 ⑦ 協同組合による金融事業に関する法律 ⑧ 農林中央金庫法 ⑨ 農業協同組合法 ⑩ 水産業協同組合法 ⑪ 森林組合法 ⑫ 労働金庫法 ⑬ 信用保証協会法 ⑭ 農林漁業信用基金法 ⑮ 証券取引法 ⑯ 外国証券業者に関する法律 ⑰ 証券投資信託法 ⑱ 保険業法 ⑲ 出資法 ⑳ 貸金業法 ㉑ 投資顧問業法 ㉒ 抵当証券業法 ㉓ 商品ファンド法 ㉔ 不動産特定共同事業法 ㉕ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ㉖ 前払式証券の規制等に関する法律 ㉗ 金融先物取引法 ㉘ 無尽業法 ㉙ 信託業法 ㉚ 農業信用保証保険法 ㉛ 中小漁業融資保証法	1. 「金融機関」に対する法規制 (1) 法律 削除 ④ 信用金庫法 ⑤ 中小企業等協同組合法 ⑥ 協同組合による金融事業に関する法律 ⑦ 農林中央金庫法 ⑧ 農業協同組合法 ⑨ 水産業協同組合法 ⑩ 森林組合法 ⑪ 労働金庫法 ⑫ 信用保証協会法 ⑬ 農林漁業信用基金法 ⑭ 証券取引法 ⑮ 外国証券業者に関する法律 ⑯ 証券投資信託法 ⑰ 保険業法 ⑱ 出資法 ⑲ 貸金業法 ⑳ 投資顧問業法 ㉑ 抵当証券業法 ㉒ 商品ファンド法 ㉓ 不動産特定共同事業法 ㉔ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ㉕ 前払式証券の規制等に関する法律 ㉖ 金融先物取引法 ㉗ 無尽業法 ㉘ 信託業法 ㉙ 農業信用保証保険法 ㉚ 中小漁業融資保証法

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

項 目	I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割（原則1）（注）項目内の（ ）書きは、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」に掲げる原則で、当該項目はこの原則に沿ったものである。（別紙参照）	
	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目
	最終とりまとめ	本通達
	(9) <u>取締役会</u> に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) <u>取締役会等</u> に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用

項 目	II. 適切なリスク管理態勢の確立 2. 管理業務（原則5）	
リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明
	最終とりまとめ	本通達
(2) 各業務部門における規定の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規定には、 <u>各業務毎</u> に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。	(2) リスク管理のための規定には、 <u>各業務部門毎</u> に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。

項 目	Ⅲ. 監査及び問題点の是正 1. 内部検査 (原則10、11) (注) 内部検査とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店等による自店検査である。	
リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	チェックポイント、留意事項等
	最終とりまとめ	本通達
(3) 検査部門の体制整備	(3) 検査部門においては、各業務に精通した適切な人材と規模を確保し、機動的で実効ある検査を行っているか。なお、国際統一基準適用金融機関にあっては、 <u>目途として役職員数40名以上の海外支店には、支店長から独立し、検査部門等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。国内基準適用金融機関にあっては設置していることが望ましい。</u> ）	(3) 検査部門においては、各業務に精通した適切な人材と規模を確保し、機動的で実効ある検査を行っているか。なお、国際統一基準適用金融機関にあっては、目途として役職員数40名以上の海外支店には、支店長から独立し、検査部門等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。 <u>削除</u>

## 信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

最終とりまとめ	本通達
<p>「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。</p> <p>検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、信用リスクの管理態勢の確認検査を行うとともに、「信用リスク検査用マニュアル」により、自己査定、償却・引当及び自己資本比率等に関する検査を行うものとする。</p> <p>また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、本チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。</p>	<p>「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。</p> <p>検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により、信用リスクの管理態勢の確認検査を行うとともに、「信用リスク検査用マニュアル」により、自己査定、償却・引当及び自己資本比率等に関する検査を行うものとする。</p> <p>また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、本チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。</p>

## 信用リスク検査用マニュアル

大 項 目	1. 債権の分類方法	
中 項 目	自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性の検証	自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性の検証
	最終とりまとめ	本通達
(3) 債務者区分 ② 要注意先	<p>「自己査定結果の正確性の検証」            上記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。            また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。</p> <p>さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。</p> <p><u>なお、以下のイからハに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。</u></p> <p>イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。</p> <p>具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュフローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p>	<p>上記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。            また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。</p> <p>さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。</p> <p style="text-align: center;">} <u>ハの後へ</u></p> <p>イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。</p> <p>具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュフローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p>

中 項 目	自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性の検証	自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性の検証
	最終とりまとめ	本通達
	<p>ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>(イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。</p> <p>(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、<u>債権の回収可能性</u>について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p>ハ. 「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があると認められる場合には、当該債務者は正常先と判断して差し支えないものとする。</p>	<p>ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>(イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。</p> <p>(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、<u>返済能力</u>について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p>ハ. 「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があると認められる場合には、当該債務者は正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、<u>上記のイからハに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。</u></p>
<p>(4) 担保による調整</p> <p>④ 処分可能見込額</p>	<p>「自己査定結果の正確性の検証」</p> <p>ハ. 直近の不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。</p>	<p>「自己査定結果の正確性の検証」</p> <p>ハ. 直近の不動産鑑定士による鑑定価格又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。</p>

中 項 目	自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性の検証	自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性の検証
	最終とりまとめ	本通達
(5) 保証等による調整 ① 優良保証等	<p>「自己査定基準の適切性」</p> <p>イ. 公的信用保証機関、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自行（庫・組）が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。</p>	<p>「自己査定基準の適切性」</p> <p>イ. 公的信用保証機関の保証、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自行（庫・組）が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。</p>
(10) 旧 貸出金に準ずる未収利息  新 削除 未収利息	<p>「自己査定結果の正確性の検証」</p> <p>貸出金に準ずる未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。</p> <p>ただし、保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている場合には、当該債務者に対する債権が下記(11)に基づく報告及び公表の対象となっているか、本来、資産不計上とすべき未収利息を資産計上し、当該未収利息に係る貸出金をリスク管理債権としての開示の対象外としていないかを確認する。</p>	<p>「自己査定結果の正確性の検証」</p> <p>削除 未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。</p> <p>ただし、保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている場合には、当該債務者に対する債権が下記(11)に基づく報告及び公表の対象となっているか、本来、資産不計上とすべき未収利息を資産計上し、当該未収利息に係る貸出金をリスク管理債権としての開示の対象外としていないかを確認する。</p>

大 項 目	1. 貸倒引当金	
中 項 目	償却・引当基準の適切性、償却・引当結果の正確性の検証	償却・引当基準の適切性、償却・引当結果の正確性の検証
	最終とりまとめ	本通達
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却 ② 実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却	<p>「償却・引当結果の適切性の検証」</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基準に基づき、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額を予想損失額として、貸倒引当金として計上するか又は貸倒償却しているかを検証する。</p> <p>なお、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額としているか、回収が確実と見込まれる部分を全てⅡ分類とし、Ⅲ分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを検証する。</p>	<p>「償却・引当結果の適切性の検証」</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基準に基づき、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額を予想損失額として、貸倒引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。</p> <p>なお、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額としているか、回収が確実と見込まれる部分を全てⅡ分類とし、Ⅲ分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを検証する。</p>

## 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

項 目	I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	
リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	チェックポイント、留意事項等
	<b>最終とりまとめ</b>	<b>本通達</b>
(3) 資金繰りリスク管理体制の整備	(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、 <u>相互牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。</u> なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。	(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、 <u>牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。</u> なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。

項 目	II. 適切なリスク管理態勢の確立 4. 危機管理体制の確立	
リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	チェックポイント、留意事項等
	<b>最終とりまとめ</b>	<b>本通達</b>
(1) 流動性危機時の対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか（上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）。 対応策の内容としては、連絡・報告体制（ <u>直接代表取締役に報告される体制</u> ）、対処方法（調達手段の確保）、 <u>決裁権限・命令系統等</u> を含んでいるか。 また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか（上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）。 対応策の内容としては、連絡・報告体制（ <u>直接代表取締役に報告される体制等</u> ）、対処方法（調達手段の確保）、 <u>決裁権限・命令系統等</u> を含んでいるか。 また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。

## 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

項 目	1. リスク管理に対する認識等 2. 管理者の認識及び役割	
リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	チェックポイント、留意事項等
	<b>最終とりまとめ</b>	<b>本通達</b>
管理者のリスク管理の理解及び認識	<p>管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。</p> <p>また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、<u>リスク管理</u>を適切に評価していることが望ましい。</p>	<p>管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。</p> <p>また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、<u>リスク 削除</u>を適切に評価していることが望ましい。</p>

## システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

項 目	V. 体制の整備 1. 管理体制	
リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	チェックポイント、留意事項等
	<b>最終とりまとめ</b>	<b>本通達</b>
(3) データ管理体制	<p>(3)① データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。</p> <p>② データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。</p> <p>③ データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。</p>	<p>(3)① データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。</p> <p>② データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。</p> <p>③ データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。</p> <p><u>[参考] 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改訂版)(財団法人金融情報システムセンター編)</u></p>

項 目	VI. 防犯・防災・バックアップ・不正利用防止	
リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	チェックポイント、留意事項等
	<b>最終とりまとめ</b>	<b>本通達</b>
(5) コンティンジェンシープランの策定	<p>(5)④ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融機関の内部に起因するものや金融機関の外部に起因するものも想定しているか。</p>	<p>(5)④ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融機関の内部に起因するものや金融機関の外部に起因するものも想定しているか。</p>